

墨田区技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

平成19年10月16日に出された特別区人事委員会勧告では、職員給与と民間給与がほぼ均衡しているため、月例給与の改定を見送ることとされました。しかし、技能労務職員等を対象とした行政職給料表(二)については、国や民間事業の従業者と比較して高いとの判断から、平均で約9%引き下げることにしました。実施にあたりましては、現給保障の措置を講じておりますが、長期間にわたる昇給停止などによって、その実効性を確保することとしています。

(1) 技能労務職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

| 区分 | 公務員 | | | | 対応する民間の類似職種 | 民間 | | 参考 A/B | 参考 年収ベース(試算値)の比較 | | |
|---------|-------|------|----------|-----------|-------------|-------|-----------|-----------|---------------------|------------|------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | | 平均年齢 | 平均給与月額(B) | | 公務員(C) | 民間(D) | C/D |
| 墨田区 | 49.2歳 | 359人 | 358,597円 | 454,786円 | — | — | — | — | — | — | — |
| うち清掃職員 | 45.0歳 | 142人 | 355,618円 | 481,730円 | 廃棄物処理業従業員 | 43.3歳 | 299,800円 | 1.61 | 7,654,961円 | 4,192,600円 | 1.83 |
| うち学校給食員 | — | 0人 | — | — | 調理師 | 37.7歳 | 302,500円 | — | — | 4,167,200円 | — |
| うちその他調理 | 53.9歳 | 36人 | 366,936円 | 432,492円 | | | | 1.43 | 7,083,198円 | | 1.70 |
| うち守衛 | 53.8歳 | 15人 | 378,927円 | 474,338円 | 守衛 | 60.7歳 | 316,900円 | 1.50 | 7,709,386円 | 4,555,400円 | 1.69 |
| うち用務員 | 52.9歳 | 136人 | 362,307円 | 437,094円 | 用務員 | 53.9歳 | 227,200円 | 1.92 | 7,119,118円 | 3,284,300円 | 2.17 |
| うち自動車運転 | 50.0歳 | 9人 | 354,711円 | 462,998円 | 自家用自動車運転手 | 58.0歳 | 342,800円 | 1.35 | 7,430,805円 | 4,696,700円 | 1.58 |
| うちその他 | 46.7歳 | 21人 | 327,562円 | 407,892円 | | | | | 6,572,267円 | — | — |

※ その他は、電話交換、介護指導、事務(業務)です。

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均、「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養、地域、住居、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものです。(平成16~18年の3か年平均)従って、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職種別年齢別人数及び平均給与

(単位:人、円)

| 職種 年齢 | 清掃職員 (人数) | 学校給食 (人数) | その他調理 (人数) | 守衛 (人数) | 用務 (人数) | 自動車 (人数) | その他 (人数) | 人数 | 平均給与 |
|----------|--------------|--------------|---------------|------------|------------|-------------|-------------|-----|---------|
| 30歳未満 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 325,916 |
| 30~34歳 | 12 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 16 | 374,069 |
| 35~39歳 | 32 | 0 | 0 | 0 | 10 | 1 | 2 | 45 | 397,718 |
| 40~44歳 | 36 | 0 | 5 | 1 | 11 | 2 | 10 | 65 | 422,219 |
| 45~49歳 | 16 | 0 | 1 | 1 | 23 | 2 | 1 | 44 | 459,755 |
| 50~54歳 | 10 | 0 | 12 | 7 | 24 | 0 | 3 | 56 | 466,491 |
| 55~59歳 | 33 | 0 | 18 | 6 | 65 | 4 | 4 | 130 | 497,007 |
| 人数 | 142 | 0 | 36 | 15 | 136 | 9 | 21 | 359 | 454,786 |
| 平均給与 | 481,730 | 0 | 432,492 | 474,338 | 437,094 | 462,998 | 407,892 | | |

2 基本的な考え方

魅力・活力あふれる「すみだづくり」を目指し、新たな「墨田区基本構想」を実現するためには、より一層の行財政改革の推進が必要です。

本区の技能労務職員の給与等の見直しについては、これまで推進してきた給料表や手当の見直しのほか、業務等の民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に推進し、原則として技能労務職員の退職不補充により、定員の適正化に努めることとします。

3 具体的な取組内容

技能労務職員の給与等の見直しに関わる今後の取組内容は、次のとおりです。

- (1) 今後の取組内容（平成20年度以降に実施、予定を含む）
 - ① 業績評価制度の結果に基づく昇給の実施（平成20年4月1日適用）
新たな勤務評定制度を導入し、職員の業績のほか、仕事への取組姿勢や周囲との協力等、日頃の勤務状況を重視した評価制度を構築しました。平成20年度以降の昇給は、新たな勤務評定制度を活用し、昇給区分を決定します。
 - ② 退職手当支給率の改正（平成20年4月1日適用）
定年退職や準定年退職等について、勤続期間11年から34年までの支給率を、0.1月から2.0月までの範囲で削減（平成20年度は、経過措置あり）します。
 - ③ 特殊勤務手当の見直し（平成21年4月1日以降適用予定）
特殊勤務手当の趣旨や今日性に合致しなくなった手当は見直します。
 - ④ 級格付制度の廃止（平成23年で廃止）
昇任によらない、一定の年齢や経験等による昇格制度は廃止します。

4 民間委託の推進、事務事業の見直し等

区では、今後も新たな「墨田区行財政改革大綱（集中改革プラン）」のもと、スリムで経営能力の高い組織づくりを目指し、業務等の民間委託化の推進や指定管理者制度の導入を、積極的に推進します。技能労務職員の給与等の見直しに関わる主な取組内容は、次のとおりです。

- (1) これまでの主な取組内容（平成19年度までに実施）
 - ① 民間委託の導入
 - ア 電話交換業務（平成15年4月1日から実施）
 - イ 学校給食調理業務（順次実施し、平成16年4月1日から全校で実施）
 - ウ 保育園給食調理業務（平成17年4月1日から順次実施）
 - ② 指定管理者制度の導入
 - ア 保育園（平成16年4月1日から1園、平成19年4月1日から新たに1園で実施）
 - イ 児童館（平成19年4月1日から全館で実施）
- (2) 今後の主な取組内容（平成20年度以降に実施）
 - ① 民間委託の導入
 - ア 保育園給食調理業務
 - イ 学校管理業務（平成20年4月1日から試行として4校で実施）
 - ウ 清掃業務（平成20年4月1日から粗大ごみの収集運搬について実施）
 - ② 指定管理者制度の導入
 - ア 保育園（平成20年4月1日から1園、21年4月1日から新たに2園で実施）